

年金

障害年金には2種類あり、どちらの年金になるかは「その病気やけがで初めて医師の診察を受けた日（初診日）」に、どちらの年金制度に加入していたかで決まります。

申請の相談の際には初診日を確認のうえ、下記問い合わせ先へ事前に連絡をお願いします。

障害年金は65歳前の状態が基準です。65歳以降に障がいの基準に該当した人は対象になりません。

種 類	内 容	お問い合わせ 申し込み
障 害 基 礎 年 金	国民年金に加入している期間中などに、病気やケガで一定以上の障がいの状態にあるときに年金が支給されます。 【対象者】 国民年金法の障害等級表の1級・2級に該当し<u>保険料納付要件を満たしている人</u>（ただし、20歳前の傷病によるものは保険料納付要件は問いません。） ※ 年金の等級は、障がい者手帳の等級とは異なります。 ※ 20歳未満の障がい者が20歳に到達した場合の障害基礎年金には、所得制限があります。	第1号被保険者★ 20歳前の障がい者 筑紫野市国保年金課 医療年金担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-557-5123 第3号被保険者★★ 南福岡年金事務所 福岡市南区塩原 3-1-27 ☎092-552-6112 Fax092-551-7649
障 害 厚 生 年 金	厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで一定以上の障がいの状態にあるときに年金が支給されます。 【対象者】 国民年金法の障害等級表の1級・2級または厚生年金保険法の障害等級表の3級に該当し<u>保険料納付要件を満たしている人</u> ※ 年金の等級は、障がい者手帳の等級とは異なります。 ※ 初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。	南福岡年金事務所 福岡市南区塩原 3-1-27 ☎092-552-6112 Fax092-551-7649

★第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生および無職の人とその配偶者の人
 ☆第2号被保険者：厚生年金保険や共済組合等に参加している会社員や公務員の人
 ★★第3号被保険者：第2号被保険者☆に扶養されている配偶者の人